

令和4年安曇野市議会 12月定例会 追加提案説明書

— 目次 —

報告第 26 号	1
議案第 129 号	2
議案第 130 号	4

報告第 26 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

別紙をお願いいたします。

専決処分書

安曇野市穂高有明 2256-19 番地先 認定外道路（赤線）における事故に係る損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 12 月 9 日付けです。

1 和解の相手方

市内在住者です。

2 事故の概要

令和 4 年 11 月 16 日、損害賠償請求者が運転する普通自動車は認定外道路（赤線）を走行中、設置してある水切り施設を通過した際、水切り施設から出ていたボルトで左側前輪がパンクしたものです。

3 和解の内容

本件の原因は、道路管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の和解金として 27,000 円を賠償するものとして、令和 4 年 12 月 9 日に示談が成立いたしました。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

説明は以上です。

議案第 129 号

令和 4 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 7 号）について

（補正予算の要旨）

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,500 万円を追加し、466 億 9,400 万円とします。

安心して出産・子育てができるよう経済的支援を行うもの、物価高騰の影響を受けている市内事業者に対して支援を行うもの、緊急に着手する必要がある事業について追加予算をお願いするものです。

議案書により説明します。また、予算説明書を併せてご覧ください。

2 ページの歳入です。

（事項別明細書は予算説明書の 10 ページからとなります。）

11 款 地方交付税は、1 億 6,418 万 2 千円の増額です。

1 項 地方交付税で、全額「普通交付税」の増額です。

15 款 国庫支出金は、5,346 万円の増額です。

2 項 国庫補助金で、全額「出産・子育て応援交付金事業国庫補助金」の増額です。

16 款 県支出金は、2,431 万 8 千円の増額です。

2 項 県補助金で、「出産・子育て応援交付金事業県補助金」（1,336 万 5 千円）、「きこの培地資材価格高騰緊急対策事業」（1,095 万 3 千円）の増額です。

18 款 寄附金は、125 万円の増額です。

1 項 寄附金で、全額「指定寄附金」の増額です。

19 款 繰入金は、2,821 万円の減額です。

2 項 基金繰入金で、全額「財政調整基金繰入金」の減額です。

以上が歳入の概要です。

3 ページの歳出です。

（事項別明細書は予算説明書の 12 ページからとなります。）

2 款 総務費は、1 億円の増額です。

1 項 総務管理費で、施設改修事業等の財源とするための公共施設整備基金への積立として、全額「基金積立金」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 14 ページからとなります。)

4 款 衛生費は、8,019 万円の増額です。

- 1 項 保健衛生費で、より安心して出産・子育てができるよう経済的支援を行うための費用として全額「母子・子育て相談事業」の増額です。「不妊・不育症治療費助成事業」では指定寄附(100 万円)を充当したことによる一般財源からの財源振替です。

(事項別明細書は予算説明書の 16 ページからとなります。)

6 款 農林水産業費は、1,095 万 3 千円の増額です。

- 1 項 農業費で、物価高騰の影響を受けている市内きのこ生産事業者に対し、きのこ培地資材価格高騰分の一部を支援するものとして全額「畑作園芸振興事業」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 18 ページからとなります。)

7 款 商工費は、2,299 万 5 千円の増額です。

- 1 項 商工費では、地方創生臨時交付金充当事業における事業費の減額に伴い、本交付金の過受領分を国庫へ返納するものとして全額「市制度資金貸付事業」の増額です。

市では令和 2 年度において、新型コロナウイルス感染症の影響で融資を受けざるを得なかった市内事業者に対し、地方創生臨時交付金を活用し信用保証料分を負担する支援を実施しました。後に、その一部の融資で償還が繰り上げて行われたことで、補償協会から市に対し、信用保証料の減額・返金がなされたことで、その返金分について地方創生臨時交付金が過充当となり、発生したものになります。

なお以降においても、融資の実行期間である 10 年間で繰上げ償還がなされれば、都度返還の対応が必要となります。

(事項別明細書は予算説明書の 20 ページからとなります。)

10 款 教育費は、86 万 2 千円の増額です。

- 5 項 社会教育費で、穂高会館のスプリンクラー設備の不具合を解消するために行う工事の設計を行うものとして「穂高公民館管理費」(61 万 2 千円)の増額です。

- 6 項 保健体育費で、指定寄附金を受け、マウンテンバイクコースの案内看板を設置するものとして「社会体育施設管理費」(25 万円)の増額です。

以上が歳出の概要です。

議案書 4 ページの第 2 表、債務負担行為補正です。

安曇野市消防団小型動力ポンプ付積載車更新事業の早期着手によるものについて、今年度からの複数年契約となるため債務負担行為を新たに追加するものです。

説明は以上です。

議案第 130 号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、公用車による人身事故に係る損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

1 損害賠償の相手方

松本市内在住者です。

2 事故の概要

令和4年6月27日、安曇野市穂高の柏矢町南交差点において赤信号で停車中に、助手席に置いた書類を探していたところブレーキから足が離れ、公用車が動き出し前方で停車していた相手車両に追突した人身事故です。

3 損害賠償の額

本件事故の原因は当市運転者の不注意であり、安曇野市の過失を100%とする。よって、安曇野市は本件事故の相手方に対し、損害の解決金として561,910円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

説明は以上です。